

平成 28 年度 第 2 回千葉県社会福祉協議会政策調整委員会概要

1 期 日 平成 28 年 7 月 25 日（月） 15 時 00 分～17 時 00 分

2 場 所 千葉県社会福祉センター 4 階第 1 会議室

3 出席者 委員 8 名

事務局 15 名

（松澤常務理事、奥山事務局長、川上部長、鶴原部長、

金子運営適正化委員会事務局長、鈴木副部長、阿部副部長、鳥山副部長、

高田副部長、会田班長、山口班長、中田班長、鈴木班長、佐野班長、加養囑託）

計 23 名

4 内 容

(1) 平成 29 年度千葉県の予算に関する提案・要望について

以下、別紙資料のとおり各部局長が説明

1. 前文及び全体の構成

説明者：奥山事務局長

2. 福祉サービス事業部（項目 1）

説明者：鶴原部長

3. 地域福祉推進部（項目 2～4、7、9、13～14）

説明者：川上部長

質疑応答

（牧野委員）

提案・要望事項一覧について、強く要望したい項目を 1 番にするなど、順序を考えたほうがよいのではないかと。

（田中委員長）

順序の基準はあるのか。

（奥山事務局長）

事務局段階の案ではあるが、強く要望したい項目順になっている。本日いただいたご意見を踏まえ、検討させていただきたい。

（田中委員長）

項目を見た限りでは、各項目が新規なのか継続なのかが分かりにくい。羅列的に並んでいるだけでは各項目の強弱が分かりにくく、もっと工夫をしてみてもどうか。

(奥山事務局長)

そのように検討する。

(榎本委員)

提出した要望の回答結果についてはどのようになっているのか。

(奥山事務局長)

実際に県へ出向き、担当者レベルではあるが、要望に対する回答を説明いただき、併せて文書でもいただいている。回答文書については、政策調整委員はじめ関係各位へ送付させていただいている。

(田中委員長)

要望書に基づく県への説明時間はどのくらいか。

(奥山事務局長)

30分という限られた時間の中で、白戸会長より県健康福祉部長に対し、新規や強く要望したい項目を重点的に説明している。

(武石委員)

項目1について、事業者目線から見ると、予算をつけてもつけなくてもあまり変わらないように感じる。確かに人材センターの機能強化は必要であり、要望について納得はできるが、本項目を1番に持ってくるべきなのか疑問に思う。もっと強く要望すべきではないか。

(湯川委員)

運営適正化委員会の不適切ケアと人材不足の部分は相まっているところがあると思っている。社会福祉法人制度改革のもう1つの部分が人材確保の推進である。特に千葉県は、他の都道府県に比べて喫緊の課題であることをもっと強調していただきたい。

項目2について、介護支援専門員の報酬単価と同等以上とのことだが、これに関して激変緩和措置というのは何の激変緩和であるのか。また、介護支援専門員の報酬単価の中には人件費、事業費等すべてが含まれている。これらを含んだ報酬単価と同等と考えてよいのか。何を基準としているのか。

(川上部長)

激変緩和について、予算が十分についていた都道府県については、国が示した補助基準を適用すると大幅な減額となるため、前年度予算の3割を確保した上で、この基準額に基づいて算定するというものである。

また、介護支援専門員と同等という点について、1人の人件費分を確保するためには、利用者1名に対して最低月1万円くらいは必要であると考えている。厚労省はQ&Aの中で、

専門員 1 名が担当できる人数として 35 件を 1 つの目安としている。これは介護支援専門員と同等であると考えているため、月 1 万円であれば 35 万円ほどの賃金が確保できるため、このあたりを目安にさせていただきたいという要望である。

(湯川委員)

意見として聞いていただきたいのだが、介護支援専門員は事業所を設置して事業を行っており、その部分に経費がかかっている。したがって、人件費は単純に介護支援専門員×35 件というわけではない。1 万円の報酬の中には、事務費等が含まれているということを理解していただきたい。

項目 3 について、そのとおりであると思っている。社会福祉法の改正の中で定款例しか発出されなかった理由として、地域主権でどんどん下におりてきているということが挙げられ、内容自体も所轄庁が主体的に動かなくてはならないものになってきている。そのため、県への要望がすべて希望通りになるのかと感じている。

千葉県内において、評議員会を設置していない社会福祉法人がほとんどであるとの記載となっているが、実際はどのくらいあるのか。

(川上部長)

社協はすべて設置している。他の社会福祉法人は評議員会を設置していないところがほとんどであると思っていたが、そうでもないようである。全社協の資料によると、全国の社会福祉法人で評議員会を設置している社会福祉法人は 4 割となっている。

(田中委員長)

「設置していない法人がほとんどであることから」と断定するのではなく、県内の状況を調査し、根拠を明確にしてから書いたほうがよいのではないかと。

(小林副委員長)

項目 4 の要望の中で、言葉遣いが気になる。これまでの「要請していただきたい」「働きかけていただきたい」に対して、「指導していただきたい」という文言には何か意味があるのか。何か指導できるという根拠があるのか。

(川上部長)

特に意味はないが、指導する権限がないということは承知している。

(小林副委員長)

指導できる根拠がないのであれば、市町村に対して「指導」という言葉は使わないほうがよいのではないかと。

(田中委員長)

法的に指導できる立場であるならば問題はないと思うが、そうでないのであれば、「支援」という言葉を用いたほうがよいのではないかと。

(湯川委員)

地域協議会でも「所轄庁が」となっているため、「指導」という言葉は控えたほうがよいと思う。

地域協議会については心配している社協もあるようだが、まずは社会福祉事業であるため、中期計画をきちんと作成すること。また、地域協議会の意見を聞かなければならない部分に関しては、地域公益事業となるため、所轄庁が整えるべきことである。全体的に文面の見直しを行っていただきたい。

(武石委員)

項目3の小規模法人の評議員会の設置については、収益が4億円以下の法人については評議員を4名まで軽減できることになっているが、これは3年間の経過措置終了後のことを指しているのか。それとも平成29年4月1日施行分のことなのか。29年度の要望であるが、実際には28年度の作業になるため、ご説明いただきたい。

(川上部長)

29年度の要望では遅いのではないかと仰るとおりであり、これから年度内に進めていかなければならない部分である。県としても認識しているとは思いますが、本会からも後押しするというものである。

(武石委員)

小規模法人であれば今年度中に4名を確定させ、5名以上の部分については、フォローアップを依頼し、その場合には社協から人を推薦し、対象者を後半部分へ持っていったほうがよいのではないかと。そうすれば29年度になるのではないかと。そうしなければ、提出をした段階で今年度の話であると言われるのではないかと。

(川上部長)

その4名が確保できない社会福祉法人もあり得ることから、そこを支援してほしいという要望である。29年度の要望ではあるが、今年度から取り組んでいただきたいというものである。

(武石委員)

今年度の要望であるということは、1番になるのではないかと。評議員会に市町村社協の役員等を有効利用してほしいというような話ならば理解できる。

(湯川委員)

既に所轄庁のすべきことが発出されている中で、あらためて県社協から県へ要望する内容なのかと疑問に思う。

(武石委員)

項目 4 について、フォーラムのメンバー構成と国が示している地域協議会のメンバー構成が感覚的にずれていると思うのだが、そのあたりについてはどうなのか。例えば、社会福祉法人が事業展開をしなくてはならなくなった場合、その費用をどんな事業に充ててほしいのか、あるいはこの事業が地元で有効かどうかとなった際に、メンバー構成によっては異なった議論が交わされるのではないかと考えている。

(川上部長)

メンバー構成については、資料 30 ページの具体例を参照いただきたい。フォーラムの助成金をうまく活用しながら柔軟にまちづくりの設計図を作ってもらいたいというものである。そうでなければ、いろいろなところでいろいろな協議会がバラバラに動いていて効率が悪い。したがって、地域福祉計画というきちんとした設計図を基に、地域づくりを進めていくことが必要であるという議論を進める中で、フォーラムのお金がうまく使えるということを市町村に理解してもらいたいと考えている。

(田中委員長)

神奈川も埼玉も地域の貢献活動、公益活動をかなり活発に全県的に行っているが、千葉についてはどうか。

(湯川委員)

千葉はデュアル・システムで動いている。ただお金を出すだけというのはよくないため、それぞれがきちんと動かなければいけないと言われている。しかしながら、千葉県はそのお金をストックして管理するというのが今の県社協においては難しいため、就学支援という形で養成校と話し合い、国家試験に受かるように等の支援を行い、各法人に手を挙げてもらって生活支援と働きながら学ぶということで 60 万円くらいの奨学金を補助している。まだまだ周知が不十分であるため、これから周知をしていきたいと考えている。

(榎本委員)

項目 9 について、私どものところでも成年後見を立ち上げて行っている中で、社協が法人後見人になるのはいいことではないかという意見があった。社協が後見人になれば、年齢的な問題もなく、継続して行うことができる。逆に市民後見人の場合、年齢的な問題や人によってはトラブル等も出てくる。また、担当している弁護士についても同じことが言える。そういったことを考えると、社協の法人後見を受けられるよう推進したほうがよいのではないか。

(川上部長)

市民後見人は、全国的に東京・大阪等の大都市圏では進んでおり、単独で選任されているが、ほとんどのケースで社協が法人後見監督人としてのバックアップ機関になっている。社協が法人後見をすることは決してマイナスではなく、必要なことである。市民後見人を進めていく上でも、社協がバックアップ機関として法人後見監督人をするというのは必須である。

(榎本委員)

市民後見人の選任の仕方はどのようになっているのか。簡単な講習を受ければなれるものなのか。

(川上部長)

講習は自治体ごとに行っており、それを裁判所が認めるかどうかである。千葉家庭裁判所は、市民後見人を単独で選任することをまだ認めていない。

(小林副委員長)

後見人候補者リストを提出したにも関わらず、切られているケースがあるのか。それとも提出していないのか。

(川上部長)

千葉家庭裁判所の方針を知っているため、おそらく提出はしていないと思う。

(小林副委員長)

提出をしてなぜダメなのかを確認したほうがよいのではないか。

(川上部長)

そのような議論を交わしていかなければ一向に進まないとの認識は持っている。

(湯川委員)

項目 13 の要望の中に、「コミュニティソーシャルワーカー育成研修でも実績のある本会に委託していただきたい」とあるが、委託されることが確認までにお聞きしたい。プロポーザルはしないのか。

(川上部長)

プロポーザルの結果、委託してもらいたいということである。生活支援コーディネーターについても同様である。

(田中委員長)

国がのんびりしているのか、生活困窮者を早く何とかしなければと言っているわりには、こういった研修が何年もかかるようではどうしようもない。研修の回数や予算を県で上乗せできないのか。

(小林副委員長)

どこかのタイミングで各県に投げてしまうつもりでいるのか。

(川上部長)

将来的には都道府県単位で実施する予定と聞いている。

(小林副委員長)

項目 7 の福祉避難所の件で、今回の熊本地震において、市町村単位で福祉避難所を指定しても、被害状況によっては福祉避難所が使用できないということがあった。本要望とは関係ないかもしれないが、一義的には福祉避難所の指定は市町村でよいかと思うが、福祉避難所の広域連携のようなものを想定したほうがよいのではないか。

(田中委員長)

市町村単位ではなく、もっと広域的に避難所を考えていかなければならない。

(牧野委員)

今の話から、一般の方が福祉避難所の意味を理解せずに押し寄せるがために、福祉避難所が本来の役割を果たせていないことが伺えた。どんなに指定数があったとしても、有事のときには混乱が予想されるため、そのあたりの対策を講じなければならないのではないか。

(川上部長)

災害の経験を基に、対策を議論していくことが必要であると思っているが、そういった取り組みができていない。

(小林副委員長)

まずは指定することが先である。そして、市町村が広報等を通じて福祉避難所とはどういうものなのかを発信していかなければならないが、実際のところ、福祉避難所の運営がきちんとできていないため、説明すらできない状況である。

(武石委員)

避難所の指定状況の件で、県内の情報が古いとのことだが、なぜ実態調査を県ではなく社協が行わないのか。

(川上部長)

社協でできないことはないが、そこは県にお願いしたい部分である。

(石川委員)

項目 4 に関連して、資料 32 ページの地域福祉計画について、民間の企業であれば長期計画は 5 年でも 10 年でもいいのだが、最も重要な中期の計画は 3 年となっている。教育機関でも中期経営計画を去年から 3 年に切り替えた。3 年毎に計画の見直しを行わなければ時代に即応できなくなっている。そういった観点から、ここに掲載されている計画のほとんどが 5 年となっている。そこで、計画の立て方について、長期計画で立てるものなのか、目先 3 年くらいの間にやることを考えさせるのか、あるいは 10 年後、市町村がどのようにすればよいか等、そういった指導はあるのか。それによって計画の立て方が違ってくると思う。

(川上部長)

5 年で計画しているところがほとんどである。

(田中委員長)

介護保険事業計画、障害福祉計画は 3 年毎の見直しである。最近では 5 年計画のものであっても、3 年目に見直しをする傾向にある。実質的に 3 年で大きく変えていこうというような流れになってきている。

4. 福祉資金部 (項目 5~6、11)

説明者：奥山事務局長

5. 運営適正化委員会 (項目 8、10、12)

説明者：金子運営適正化委員会事務局長

6. 総務部 (項目 15)

説明者：鈴木副部長

質疑応答

(伊与久委員)

現場で起きている身近なことを例に挙げながら、限られた時間の中で県社協が行っている事業、その中でもこれだけは譲れないこと、国基準の補助金を出してもらいたいこと、十分な補助金が得られない場合に起こり得ること等を明確に伝え、かつ戦略的な手法により県へ強く要望していただきたい。

(小林副委員長)

項目 6 について、改選年であるのを機に、資料 40 ページの表を用いて、千葉県は他県に比べて民生委員を軽く見ているということ、民生委員改選期にあわせて訴えてもよいのではないかと。

項目 8 について、事業者自身が置く気がないという問題はないか。第三者委員を株式会社の小さなデイは最初からやる気はない。だからこのような仕組みを作っても、第三者委員を養成したから自分たちのところへ置いてみたいと思わないのではないかと。仕組み自体は悪いと思わないが、置くような仕掛けを作らなければ、単に養成をしても置かないで終わってしまうのではないかと危惧している。

(湯川委員)

苦情関係の項目 8、10、12 について、何をしたいのかが見えるようにもっとまとめたほうがよいのではないかと。第三者委員の設置をどうするのか、千葉県虐待防止相談機関等のネットワークをどのような形で置くのか、苦情解決体制の各市町村段階をどうするのか、今の問題がこうだからこのように整えなければならないというようにまとめたほうがよりわかりやすいと思うので検討していただきたい。

(榎本委員)

今回の要望の中に社会福祉センターの建替えについての項目が入っていない。重要な問題であるため、この中に位置づけてはもらえないか。

(松澤常務)

県社協だけではなく、他の関連団体と一緒に、本件とは別の形で県への要望を考えている。

(田中委員長)

韓国では、自分たちの施設が「〇年連続ベストケア施設」などのように表彰されたものを飾っているが、千葉県でも同じような取組みはあるのか。

(湯川委員)

経営全般の経営品質賞くらいである。また県としては、福祉サービス第三者評価を受けたということだけである。

(田中委員長)

インセンティブはつかないのか。

(湯川委員)

ISO や福祉サービス第三者評価などを受けると集中減算がなくなる等、若干のインセンティブはある。

(田中委員長)

県が指導しているというような証があれば、第三者委員等へも積極的な動きが出てくるのではないかと。今後の検討課題としていただきたい。

(2) その他

次回開催日 平成 28 年 10 月 27 日 (木) 10 時 10 分から

次々回開催日 平成 29 年 2 月 24 日 (金) 10 時 10 分から

以 上